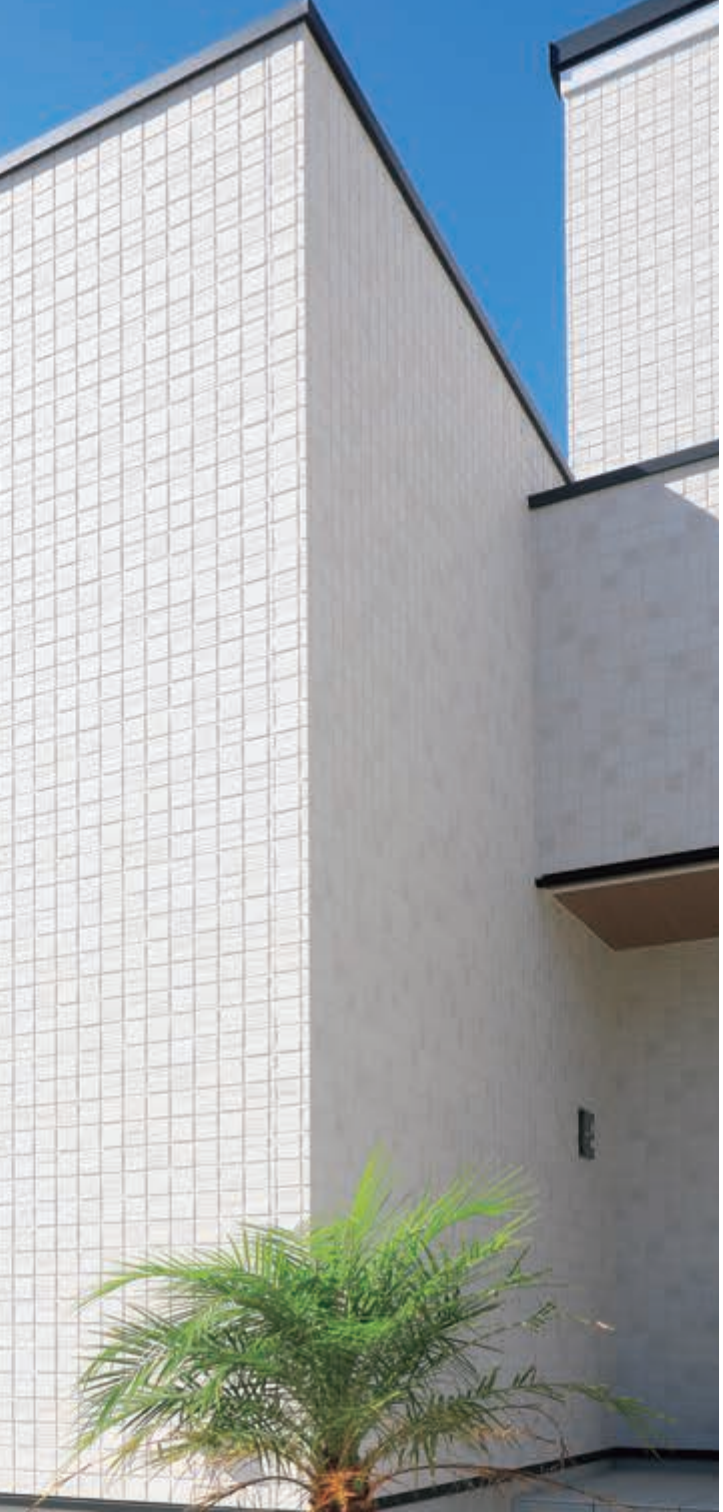

第84期

定時株主総会
招集ご通知

日　時

2021年6月24日(木)午前10時

場　所

名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階　イベントホール

【新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ】

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面およびインターネットによる事前の議決権行使を推奨いたしますので、ご協力いただきますようお願い申しあげます。
・株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じさせていただきます。ご出席の株主様におかれましても、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきますよう、ご協力をお願い申しあげます。
・株主総会にご出席の株主様への手土産のご用意はございません。ご理解賜りますようお願い申しあげます。
・今後の状況により、会場の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ホームページ（https://www.nichiha-ir.com/index.html）に掲載いたしますので、事前にご確認くださいますようお願い申しあげます。

素晴らしい人間環境づくり
NICHIHA
ニチハ株式会社

証券コード：7943

証券コード　7943
2021年6月4日

株　主　各　位

名古屋市港区汐止町12番地
（本社事務所　名古屋市中区錦二丁目18番19号
三井住友銀行名古屋ビル）
ニチハ株式会社
代表取締役社長　山　中　龍　夫

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1	日　　時	2021年6月24日（木曜日）午前10時
2	場　　所	名古屋市中区栄二丁目2番5号　電気文化会館5階 イベントホール
3	目的事項	報告事項　1．第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2．第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項　第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　取締役9名選任の件 第3号議案　監査役1名選任の件
4	議決権行使についてのご案内	2頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以　上

○ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節減のため、議事資料として本招集ご通知をお持ちください。

○ 次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（https://www.nichiha-ir.com/index.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 事業報告　・会社の新株予約権等に関する事項　・業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要
② 連結計算書類　・連結株主資本等変動計算書　・連結注記表
③ 計算書類　・株主資本等変動計算書　・個別注記表

○ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、上記当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後５時20分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後５時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

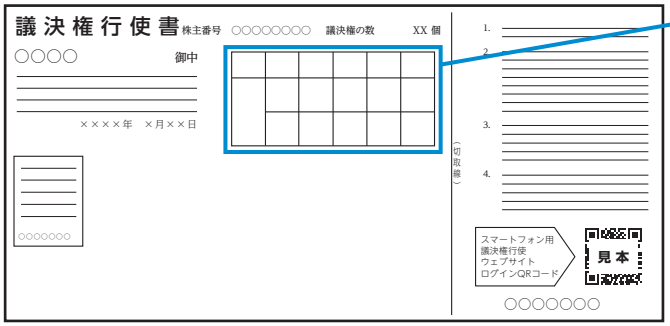

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第●号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第●号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

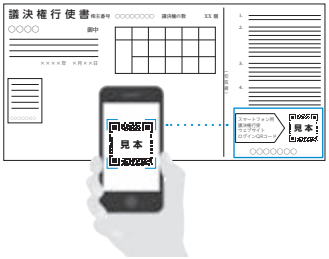

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

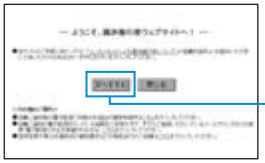

「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の経営環境等を勘案したうえ、当社グループの「剰余金の配当等の決定に関する方針」（添付書類26頁参照）に基づき、株主の皆様に安定した利益還元を行うため、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として１株につき27円50銭をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は１株につき73円となります。

⑴　配当財産の種類
　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金45円50銭
　総額　　1,665,884,129円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　2021年６月25日

第２号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）が任期満了となります。
つきましては、経営体制の見直しを行い、取締役９名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）	候補者属性	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況（2020年度）
1	山中龍夫（やまなかたつお）	再任	代表取締役社長、社長執行役員	12／12回 100%
2	吉岡成充（よしおかなるみつ）	再任	取締役副社長執行役員 社長補佐	10／10回 100%
3	小島一行（こじまかずゆき）	再任	取締役専務執行役員 海外本部長、経営企画部長、システム統括部・品質保証部・ＣＳ推進部・性能評価センター担当	12／12回 100%
4	殿井一史（とのいかずし）	再任	取締役専務執行役員 生産本部長、調達本部・財務部・総務部・環境室・安全推進室担当	12／12回 100%
5	河村好則（かわむらよしのり）	再任	取締役専務執行役員 技術本部長、技術部長、研究開発部担当	12／12回 100%
6	川島久幸（かわしまひさゆき）	再任	取締役常務執行役員 営業本部長、サポートセンター担当	12／12回 100%
7	八木清文（やぎきよふみ）	再任　社外　独立	社外取締役	12／12回 100%
8	田尻直樹（たじりなおき）	再任　社外　独立	社外取締役	12／12回 100%
9	西浩明（にしひろあき）	新任　社外　独立	社外監査役	10／10回 100% （監査役として）

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況および取締役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
1 再任	山中龍夫（やまなかたつお） (1952年１月28日生)	1976年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2004年４月　同行執行役員本店営業第一部長 2007年４月　同行常務執行役員コーポレート・アドバイザリー本部長 2010年５月　当社顧問 2010年６月　当社取締役副社長執行役員、社長補佐、経営企画部担当 2011年６月　当社代表取締役社長、社長執行役員（現任） （取締役候補者とした理由） 山中龍夫氏は、会社経営に関わる長年の経験から幅広い見識を有しており、強いリーダーシップのもと収益体質への変革および企業価値の向上にその職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。	23,900株
2 再任	吉岡成充（よしおかなるみつ） (1963年９月14日生)	1986年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2015年４月　同行執行役員ソウル支店長、グローバルコリア営業部長 2017年４月　同行執行役員三井住友銀行（中国）有限公司社長、東アジア本部副本部長 2018年４月　株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員東アジア本部長兼株式会社三井住友銀行常務執行役員東アジア本部長、グローバル・アドバイザリー部副担当、三井住友銀行（中国）有限公司会長 2020年４月　株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員兼株式会社三井住友銀行常務執行役員 2020年５月　当社顧問 2020年６月　当社取締役副社長執行役員、社長補佐（現任） （取締役候補者とした理由） 吉岡成充氏は、長年にわたり会社経営や海外関係の各種業務に携わり、幅広い見識を有しております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。	5,200株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況 および取締役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
3 再任	小島一行（こじまかずゆき） (1965年３月８日生)	1987年４月　当社入社 2013年４月　当社執行役員経営企画部長 2014年４月　当社上席執行役員経営企画部長 2015年４月　当社上席執行役員海外本部長、経営企画部長 2015年６月　当社取締役上席執行役員海外本部長、経営企画部長、システム開発部・品質保証部・ＣＳ推進部・性能評価センター担当 2016年６月　当社取締役常務執行役員海外本部長、経営企画部長、システム開発部・品質保証部・ＣＳ推進部・性能評価センター担当 2018年４月　当社取締役専務執行役員海外本部長、経営企画部長、システム統括部・品質保証部・ＣＳ推進部・性能評価センター担当（現任） （取締役候補者とした理由） 小島一行氏は、主に当社グループの経営戦略の策定・遂行および品質管理の改善に尽力するなど、グループ経営の推進にその職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。	4,200株
4 再任	殿井一史（とのいかずし） (1963年11月７日生)	1986年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2014年４月　同行本店営業第十部長 2015年４月　当社顧問 2015年10月　当社常務執行役員、社長補佐、調達本部担当 2016年４月　当社常務執行役員、社長補佐、調達本部・財務部・総務部担当 2016年６月　当社取締役常務執行役員、調達本部・財務部・総務部担当 2018年４月　当社取締役専務執行役員、調達本部・財務部・総務部担当 2018年11月　当社取締役専務執行役員、生産本部・調達本部・財務部・総務部担当 2020年４月　当社取締役専務執行役員、生産本部長、調達本部・財務部・総務部・環境室・安全推進室担当（現任） （取締役候補者とした理由） 殿井一史氏は、物流・購買部門における合理化の実現や、財務・総務部門の業務改善に尽力するなど、当社グループの収益基盤の強化にその職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。	3,500株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況 および取締役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
5 再任	河村好則（かわむらよしのり） (1959年２月19日生)	1984年４月　日本セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 1999年５月　太平洋セメント株式会社製造部部長代理 2005年10月　日本セラテック株式会社（現株式会社ＮＴＫセラテック）MMC製造部長 2008年４月　同社執行役員圧電事業部長 2010年２月　当社入社 2014年４月　当社執行役員技術本部長、技術部長 2015年４月　当社上席執行役員技術本部長、技術部長 2015年６月　当社上席執行役員技術本部長、技術部長、研究開発部担当 2016年６月　当社取締役上席執行役員技術本部長、技術部長、研究開発部担当 2017年６月　当社取締役常務執行役員技術本部長、技術部長、商品開発部長、研究開発部担当 2018年４月　当社取締役常務執行役員技術本部長、技術部長、研究開発部担当 2019年４月　当社取締役専務執行役員技術本部長、技術部長、研究開発部担当（現任） （取締役候補者とした理由） 河村好則氏は、長年にわたり生産技術・開発関係の各種業務に携わり幅広い見識を有しており、生産性の向上や顧客ニーズに即した商品開発の推進に尽力するなど、その職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。	1,400株
6 再任	川島久幸（かわしまひさゆき） (1963年８月31日生)	1986年４月　当社入社 2014年４月　当社執行役員首都圏営業部長 2015年４月　当社上席執行役員首都圏営業部長 2016年４月　当社上席執行役員営業本部副本部長、東京支店長 2016年６月　当社取締役上席執行役員営業本部副本部長、東京支店長 2018年４月　当社取締役常務執行役員営業本部長 2019年10月　当社取締役常務執行役員営業本部長、サポートセンター担当（現任） （取締役候補者とした理由） 川島久幸氏は、国内販売の拡大に向けた営業体制の構築と自ら先頭に立っての拡販活動にその職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。	4,500株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況 および取締役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
7 再任 社外 独立	八木清文（やぎきよふみ） (1960年5月4日生)	1986年10月　司法試験合格 1989年３月　最高裁判所司法研修所終了 1989年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 2003年１月　磯邊・髙橋・八木法律事務所パートナー弁護士（現任） 2004年６月　三和機材株式会社社外監査役（現任） 2009年４月　第一東京弁護士会副会長 2009年８月　株式会社徳間書店社外監査役 2009年９月　りんかい日産建設株式会社社外監査役 2012年６月　当社社外監査役 2015年４月　日本弁護士国民年金基金常務理事 2015年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 磯邊・髙橋・八木法律事務所パートナー弁護士 三和機材株式会社社外監査役 （社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 八木清文氏は、弁護士としての専門的な知識・経験が豊富で幅広い見識を有しており、2015年６月から当社の社外取締役を務めております。引き続き、その豊富な経験と見識を活かして、特に企業法務・コンプライアンス・コーポレートガバナンスの観点から経営に対する監督・助言等の役割を果たすとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的かつ中立的な立場で関与いただくことを期待し、社外取締役候補者としました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況 および取締役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
8 再任 社外 独立	田尻直樹（たじり なおき） (1949年３月10日生)	1972年４月　住友金属鉱山株式会社入社 2001年６月　同社経理部長 2003年６月　同社執行役員経理部長 2006年６月　同社常務執行役員経理部長 2008年６月　同社取締役専務執行役員経営企画部長 2010年６月　同社常任監査役 2014年６月　同社顧問 2015年６月　当社社外監査役 2019年６月　当社社外取締役（現任） （社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 田尻直樹氏は、事業法人の経営者・監査役としての経験や経理部門における業務経験が豊富で幅広い見識を有しており、2019年６月から当社の社外取締役を務めております。引き続き、その豊富な経験と見識を活かして、特に企業経営の観点から経営に対する監督・助言等の役割を果たすとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的かつ中立的な立場で関与いただくことを期待し、社外取締役候補者としました。	－株
9 新任 社外 独立	西浩明（にし ひろあき） (1960年８月８日生)	1983年10月　等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1987年３月　公認会計士登録 1998年６月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー 2012年７月　デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー株式会社（現デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社）パートナー 2015年４月　デロイトトーマツ合同会社パートナー 2020年５月　デロイトトーマツ合同会社およびデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社退職 2020年６月　西浩明公認会計士事務所開設、所長就任（現任） 2020年６月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 西浩明公認会計士事務所所長 （社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 西　浩明氏は、経営コンサルタントとしての経験や公認会計士としての専門的な知識が豊富で幅広い見識を有しており、2020年６月から当社の社外監査役を務めております。その豊富な経験と見識を活かして、社外取締役として特に企業経営の観点から経営に対する監督・助言等の役割を果たすとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的かつ中立的な立場で関与いただくことを期待し、新たに社外取締役候補者としました。	－株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．八木清文、田尻直樹、西　浩明の各氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、八木清文、田尻直樹、西　浩明の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
４．当社は、現在、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任について法令に定める額を限度とする趣旨の責任限定契約を八木清文、田尻直樹、西　浩明の各氏との間で締結しております。八木清文、田尻直樹の両氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、西　浩明氏の選任が承認可決された場合には、同様の契約を新たに締結する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社取締役が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって塡補することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
６．八木清文、田尻直樹の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ６年、２年となります。また、西　浩明氏は、現在当社の社外監査役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。同氏は、本総会終結の時をもって、当社社外監査役を辞任する予定です。

（ご参考）
取締役候補者の主な経験分野は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	取締役に求める主な経験分野							
		企業経営	製造・技術	研究開発・品質	営業	グローバル	財務・会計	法務	リスクマネジメント
1	山中　龍夫	●			●	●	●	●	●
2	吉岡　成充	●			●	●	●	●	●
3	小島　一行	●	●	●	●	●			
4	殿井　一史	●	●		●		●	●	●
5	河村　好則	●	●	●					
6	川島　久幸	●			●				
7	八木　清文							●	●
8	田尻　直樹	●				●	●		
9	西　浩明	●				●	●		●

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役西　浩明氏が辞任しますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、地位、重要な兼職の状況および監査役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
岩本吉志子（いわもとよしこ） （1957年８月27日生） 新任 社外 独立	1983年10月　監査法人中央会計事務所入所 1987年３月　公認会計士登録 1992年７月　税理士登録 2007年８月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年10月　岩本公認会計士事務所開設、所長就任（現任） 2012年４月　ネクサス監査法人入所 2012年４月　兵庫県川西市監査委員 2012年10月　ネクサス監査法人社員（現任） （重要な兼職の状況） 岩本公認会計士事務所所長 ネクサス監査法人社員 （社外監査役候補者とした理由） 岩本吉志子氏は、公認会計士および税理士としての財務、税務および会計に関する専門的な知識・経験が豊富で、幅広い見識を有しております。また、企業経営や内部統制にも精通しており、監査役として適任と判断し、新たに社外監査役候補者としました。 なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	－株

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．岩本吉志子氏は、社外監査役候補者であります。
３．当社は、岩本吉志子氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
４．当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任について法令に定める額を限度とする趣旨の責任限定契約を岩本吉志子氏との間で締結する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社監査役が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって塡補することとしております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、岩本吉志子氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告　（2020年４月１日から 2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化した後、経済活動の再開を受けて持ち直しの動きがあったものの、依然として一部には弱さが続きました。

住宅産業におきましては、新設住宅着工戸数は消費増税に伴う2019年度からの減少傾向が続く中、上期には新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、下期に入って下げ幅が縮小し、2020年度全体では81万２千戸と前年度比8.1％の減少となりました。

これに伴い、当社グループの主力製品である窯業系外装材（セメント系ボード）の2020年度における業界全体の国内販売数量は、前年度比9.7％（JIS規格対象外の12mm厚製品を含む基準）の減少となりました。

このような市場環境のもと、当社グループは、耐候性等に優れた「Fu-ge」（フュージェ）や塗膜30年保証に対応した商品に代表される高付加価値商品の拡販に取り組むとともに、2020年１月より開始した高級品タイプの軽量化について順次切替を進めてまいりました。また、米国事業をはじめとする海外マーケットについてもさらなる開拓を進めるとともに、国内の非住宅市場においては商業施設向けや中高層建築物向けの開拓に努める一方、生産・販売などあらゆる領域にわたる徹底したコストダウンにも注力いたしました。

この結果、国内において、高付加価値商品の拡販などにより業界内シェアを順調に上昇させ、業界全体の販売数量減のかなりの部分を吸収したことにより、連結売上高は1,199億42百万円（前期比3.1％減）となりました。なお、業界内シェアにつきましては、通期では54.5％と前期比3.5ポイント、第４四半期では55.7％と前年同期比3.1ポイントそれぞれ上昇しました。

一方、損益につきましては、主力の国内事業においてエネルギー価格を含めた生産のコストダウンや営業固定費の削減は進みましたが、減収および在庫減の影響により連結営業利益は120億29百万円（前期比8.2％減）、連結経常利益は122億48百万円（同9.3％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は89億２百万円（同17.4％減）となりました。

⑵　設備投資の状況

当期の当社グループにおける有形固定資産等の設備投資総額は、114億51百万円となりました。その主なものは、当社子会社Nichiha USA, Inc.における生産工場新設等に伴う投資75億25百万円、当社における国内工場の既存設備の増強・合理化・保全等に伴う投資16億22百万円のほか、当社子会社ニチハマテックス株式会社における国内工場の既存設備の増強・合理化・保全等に伴う投資９億79百万円であります。

⑶　資金調達の状況

当期は当社グループ全体で、設備投資資金の調達および長期安定資金の確保のため、20億48百万円の長期借入を行い、連結ベースの総借入金残高は、前期末比６億49百万円増加して155億85百万円となりました。

なお、当期においても新株式および社債発行等の資金調達は行っておりません。

⑷　対処すべき課題

当社グループでは、人口減少に伴う住宅市場の縮小や低炭素化への取り組み拡大など社会構造・経営環境が変化する中、持続的な成長軌道に乗せるため、新たに策定した「新中期経営計画」（2021年４月～2024年３月）に基づき、スピード感を持って次の新重点課題に取り組んでまいります。

①　生産能力の大幅増強

今後の安定したシェアアップと新市場開拓を確固たるものにするため、想定を上回る需要に対しても着実にビジネスチャンスを掴み販売量を伸長できるように、余力のあるフレキシブルな生産体制を構築いたします。具体的には、国内において生産効率の面でボトルネックとなっている工程への増産投資により製造ラインの新設に比べ極めて少ない投資で生産能力を増強いたします。これまで取り組んできた生産効率向上も含め、国内と米国新工場を合わせて生産能力を約20％アップとする計画です。

②　海外市場開拓

米国の新工場建設により、成長市場に対応できる供給能力を確保するとともに、現地の顧客ニーズに寄り添った製品のタイムリーな開発を実現し、さらなる市場開拓に注力してまいります。また、米国市場以外では、中国・ロシア・オーストラリア・韓国などの既存の有望市場における販売を伸長させるほか、将来的には欧州市場も視野に入れた新たな販路の開拓を進めてまいります。

③　非住宅市場開拓

これまで中高層建築物向けなどの非住宅市場をターゲットに、専用金具の使用による45mまでの施工が可能な新工法や１時間および２時間の耐火構造用新工法など、顧客ニーズに即した工法を開発してまいりました。これらの工法とともに、当社商品の優れたデザイン性・耐火性・耐候性に加え、特に施工現場で求められる工期の短縮というメリットもアピールしてまいります。

④　金属事業拡大

金属サイディングは、新築住宅のほかリフォームにも使用されており、新築住宅が減少する中でストックビジネスとしての安定的な成長が期待されます。加えて、主力の窯業系外装材と同様に非住宅市場においても潜在的な需要が見込まれており、低層の倉庫・工場・店舗等をターゲットに販売強化を図ります。また、鉄骨造１時間耐火構造に対応した新商品をはじめ、商品開発にも一層注力し、新たな市場の開拓を進めてまいります。

⑤　ESGの取り組み強化（環境対応）

当社の窯業系外装材はデザイン性や性能だけでなく環境への貢献という点においても強みがあり、昨今の低炭素化ニーズの拡大をビジネスチャンスと捉えております。すなわち、当社の主力商品である「モエンエクセラード」は、本来であれば廃材となる国産の木材チップを原材

料に使用しており、製造時のCO_2発生量よりもCO_2の固定化量の方が多く、張るだけで地球環境への貢献が可能となっております。また、当社では、住宅等の建築時に発生する窯業系外装材の端材を回収し再利用することにより産業廃棄物の発生を抑制するリサイクルシステムを構築し、その普及に取り組んでおります。さらに、今後はエネルギー原単位の改善など製造時のCO_2排出量削減にも注力するなど、環境負荷軽減に対する取り組みを強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りたくお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況（連結ベース）

区分	第81期 2017年４月～ 2018年３月	第82期 2018年４月～ 2019年３月	第83期 2019年４月～ 2020年３月	第84期 2020年４月～ 2021年３月
売上高	116,144百万円	119,160百万円	123,722百万円	119,942百万円
経常利益	13,796百万円	13,137百万円	13,501百万円	12,248百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	11,151百万円	9,915百万円	10,773百万円	8,902百万円
１株当たり当期純利益	301円60銭	268円13銭	292円22銭	243円15銭
総資産	129,605百万円	136,068百万円	141,483百万円	147,598百万円
純資産	80,497百万円	87,404百万円	94,135百万円	101,688百万円

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年２月16日）を第82期の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第81期の金額は組替え後の金額で表示しております。

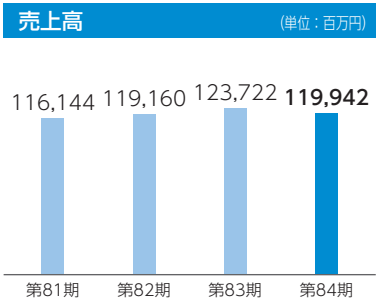

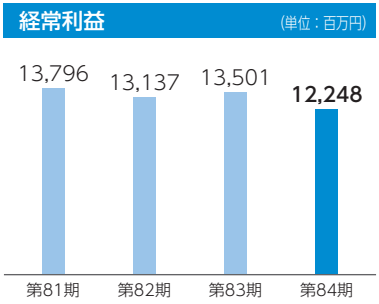

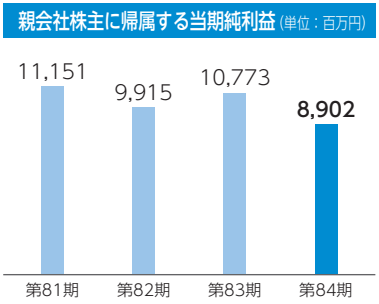

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ニチハマテックス株式会社	2,964百万円	100.00%	住宅用外壁材・繊維板の製造
高萩ニチハ株式会社	400	100.00	住宅用外壁材の製造
株式会社ＦＰコーポレーション	400	100.00	ウレタン断熱パネルの製造および販売
株式会社チューオー	180	100.00	住宅用外壁材・屋根材・外装部材の製造
Nichiha USA, Inc.	19,840 (200,000千米ドル)	99.42	住宅用外壁材の製造および販売
ニチハ装飾繊維セメント壁板（嘉興）有限公司	2,825 (25,000千米ドル)	100.00	住宅用外壁材・外装部材の製造および販売

(7) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは、外装材事業に係る製品の製造販売を主な事業内容としているほか、繊維板事業・工事事業・ＦＰ事業（ウレタン断熱パネル事業）・その他事業を展開しております。

事業区分	主要製品
外装材事業	窯業系および金属系外壁材ならびに同関連製品、屋根材、耐火野地板、付属部材
その他	自動車内装用ボード、フロアー養生板、住宅外装工事、注文住宅、 住宅リフォーム、ウレタン断熱パネル

（注）事業区分の「その他」に、繊維板事業・工事事業・ＦＰ事業・その他事業が含まれております。

(8) 主要な事業所（2021年３月31日現在）

ニチハ株式会社	本店	名古屋市港区汐止町12番地
	本社事務所	名古屋市中区錦二丁目18番19号（三井住友銀行名古屋ビル）
	東京支店	東京都中央区日本橋本町一丁目６番５号（ツカモトビル）
	営業所	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡のほか23か所
	工場	名古屋、いわき（福島県）、下関（山口県）
ニチハマテックス株式会社	本社	名古屋市中区
	工場	習志野（千葉県）、衣浦（愛知県半田市）、大江（名古屋市）
高萩ニチハ株式会社	本社	名古屋市中区
	工場	高萩（茨城県）
株式会社ＦＰコーポレーション	本社	札幌市東区
	工場	石狩（北海道）、東北（岩手県花巻市）、岐阜（岐阜県大垣市）、九州（佐賀県神埼市）
株式会社チューオー	本社	栃木県鹿沼市
	工場	鹿沼（栃木県）、若柳（宮城県栗原市）、熊谷（埼玉県）
Nichiha USA, Inc.	本社・工場	アメリカ合衆国ジョージア州
ニチハ装飾繊維セメント壁板（嘉興）有限公司	本社・工場	中華人民共和国浙江省

⑼　従業員の状況（連結ベース、2021年３月31日現在）

従　業　員　数	前期末比増減
2,966名	8名減

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

⑽　主要な借入先および借入額（連結ベース、2021年３月31日現在）

借　　入　　先	借　入　額
株式会社三井住友銀行	4,790 百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,458
株式会社三重銀行	1,869
農　林　中　央　金　庫	1,770

（注）株式会社三重銀行は、2021年５月１日付で株式会社第三銀行と合併しました。なお、株式会社第三銀行は、同日付で株式会社三十三銀行に商号変更しております。

⑾　その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、国および当社を含む石綿含有建材製造販売企業10～40数社を被告として、いずれも建設作業などに従事してアスベスト関連疾患に罹患したとする者などの原告らから、国に対しては国家賠償法に定める国家賠償責任に基づき、石綿含有建材製造販売企業に対しては民法に定める不法行為責任または製造物責任法に定める製造物責任に基づき、損害賠償を求める訴訟（建設アスベスト損害賠償請求訴訟）の提起を受けております。

当社といたしましては、原告らからの請求に対し、今後も法廷の場において適切に対応していく所存です。

2．会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　80,000,000株

⑵　**発行済株式の総数**　37,324,264株

⑶　**株主数**　3,213名

⑷　**大株主**（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
銀泉株式会社	2,617 千株	7.15 %
住友林業株式会社	2,572	7.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,427	6.63
住友商事株式会社	1,602	4.38
株式会社三井住友銀行	1,597	4.36
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,422	3.89
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	964	2.63
住友生命保険相互会社	957	2.61
JP MORGAN CHASE BANK 385632	925	2.53
伊藤忠建材株式会社	830	2.27

（注）持株比率は、自己株式（711,426株）を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	山中 龍夫	
取締役 副社長執行役員	吉岡 成充	社長補佐
取締役 専務執行役員	小島 一行	海外本部長、経営企画部長、システム統括部・品質保証部・ＣＳ推進部・性能評価センター担当
取締役 専務執行役員	殿井 一史	生産本部長、調達本部・財務部・総務部・環境室・安全推進室担当
取締役 専務執行役員	河村 好則	技術本部長、技術部長、研究開発部担当
取締役 常務執行役員	川島 久幸	営業本部長、サポートセンター担当
取締役 常務執行役員	今朝丸 和弘	営業本部副本部長
取締役 上席執行役員	吉田 康則	調査部長
取締役	八木 清文	磯邊・髙橋・八木法律事務所パートナー弁護士 三和機材株式会社社外監査役
取締役	田尻 直樹	
監査役（常勤）	柴田 佳寛	
監査役（常勤）	水野 昭彦	
監査役	杉浦 勝美	杉浦勝美税理士事務所所長 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授 株式会社ＫＶＫ社外監査役
監査役	佐々木 健次	佐々木健次公認会計士事務所所長 dep.FAS合同会社代表社員 木村工機株式会社社外監査役
監査役	西 浩明	西浩明公認会計士事務所所長

（注）１．2020年６月24日開催の第83期定時株主総会において、吉岡成充氏は取締役に、西　浩明氏は監査役に、新たに選任され就任いたしました。
２．2020年６月24日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって、取締役常務執行役員河内一弘、監査役小谷津　久の両氏は任期満了となり退任いたしました。
３．監査役杉浦勝美氏は、国税局において税務署長等を歴任し、税理士としての専門的な知識・経験も豊富で幅広い見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役佐々木健次氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験が豊富で幅広い見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役西　浩明氏は、公認会計士・経営コンサルタントとしての専門的な知識・経験が豊富で幅広い見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役のうち、八木清文、田尻直樹の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
５．監査役のうち、杉浦勝美、佐々木健次、西　浩明の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
６．取締役八木清文、取締役田尻直樹、監査役杉浦勝美、監査役佐々木健次、監査役西　浩明の各氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

⑵　取締役および監査役の報酬等

①　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が当該決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、2021年５月７日開催の取締役会において、指名・報酬諮問委員会の設置に伴い、当該決定方針の内容変更の決議を行いました。

2021年２月25日および同５月７日開催の取締役会において決議した当該決定方針の内容は、次のとおりです。

［2021年２月25日開催の取締役会における決議内容］

ア．取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針について

取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の額については、企業価値の持続的な向上を意識した経営を推進するため、月例定額報酬を基礎としつつ、各期における功労・業績等を勘案して定時株主総会後の一定の時期に賞与を支給するとともに、業績向上の意欲を高めるため株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）を採用し、８月の定時取締役会後の一定の時期に付与しております。

また、各報酬等の割合については、他社の報酬水準等を参考にしつつ、各取締役の責任や当社の業績向上に向けたインセンティブとしての機能に鑑み、標準的な業績の場合で、月例定額報酬約55～75％、賞与約20～35％、株式報酬型ストックオプション約５～15％を目安に配分しております。但し、賞与は各期の功労・業績等により変動し、また株式報酬型ストックオプションは株価の影響を受けるため、前記の各報酬等の割合は変動する可能性があります。

なお、社外取締役はコーポレート・ガバナンスの要として経営監督等を行うため、月例定額報酬のみとしております。

イ．取締役の個人別の報酬等の算定方法について

取締役の月例定額報酬は、取締役・執行役員の役位および常勤・非常勤の別を基準としております。また、取締役の賞与は月例定額報酬を基準としつつ各期における功労・業績等を勘案して加減算し、取締役の株式報酬型ストックオプションは株価および役位等を基準としております。

ウ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法について

取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会で決議された範囲内において、取締役会の決定に基づき、各取締役の月例定額報酬および賞与の額の決定を代表取締役社長に委任しております。また、各取締役の株式報酬型ストックオプションの割当個数・割当日については、取締役会で決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の額の内容にかかる決定過程においては、代表取締役社長と社外取締役との協議会において取締役の報酬等に関する意見交換を行っております。

[2021年５月７日開催の取締役会における変更決議の内容]

ア．取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針について

取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の額については、企業価値の持続的な向上を意識した経営を推進するため、月例定額報酬を基礎としつつ、各期における功労・業績等を勘案して定時株主総会後の一定の時期に賞与を支給するとともに、業績向上の意欲を高めるため株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）を採用し、８月の定時取締役会後の一定の時期に付与しております。

また、報酬水準の妥当性および報酬決定プロセスの透明性確保の観点から、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。この指名・報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の決定過程において取締役の報酬総額および部門間の業績評価を踏まえた報酬水準等について審議し、取締役会に対し答申を行います。

各報酬等の割合については、他社の報酬水準等を参考にしつつ、各取締役の責任や当社の業績向上に向けたインセンティブとしての機能に鑑み、標準的な業績の場合で、月例定額報酬約55～75％、賞与約20～35％、株式報酬型ストックオプション約５～15％を目安に配分しております。但し、賞与は各期の功労・業績等により変動し、また株式報酬型ストックオプションは株価の影響を受けるため、前記の各報酬等の割合は変動する可能性があります。

なお、社外取締役はコーポレート・ガバナンスの要として経営監督等を行うため、月例定額報酬のみとしております。

イ．取締役の個人別の報酬等の算定方法について

取締役の月例定額報酬は、取締役・執行役員の役位および常勤・非常勤の別を基準としております。また、取締役の賞与は月例定額報酬を基準としつつ各期における功労・業績等を勘案して加減算し、取締役の株式報酬型ストックオプションは株価および役位等を基準としております。

ウ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法について

取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会で決議された範囲内において、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役会からの授権を受けた代表取締役会長（代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長とする）が各取締役の月例定額報酬および賞与の額を決定します。また、同様に取締役会が各取締役の株式報酬型ストックオプションの割当個数・割当日を決定しております。

（注）下線部は、変更部分を示します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役	371	243	90	38	11
監査役	40	40	－	－	6
合計 （うち、社外役員）	412 （28）	283 （28）	90 （－）	38 （－）	17 （6）

（注）1．取締役の金銭報酬の額は、2012年６月26日開催の第75期定時株主総会において賞与を含め年額４億円以内と決議しております。なお、この報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含んでおりません。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2008年６月25日開催の第71期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（非金銭報酬）に関する報酬等の額を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から１年間につき年額１億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。
2．監査役の金銭報酬の額は、1994年６月29日開催の第57期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名です。
3．当社取締役会は、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（2021年２月25日開催の取締役会決議。21頁参照）に基づき、代表取締役社長山中龍夫氏に対し、当事業年度に係る各取締役の基本報酬および賞与の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループの業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を踏まえた報酬の額の決定を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定過程においては、代表取締役社長と社外取締役との協議会においてその妥当性等について確認しております。
4．上表には、取締役（社外取締役を除く）に対する賞与の支給予定総額およびストックオプションの報酬額としての新株予約権の費用計上額を記載しております。
5．上表には、2020年６月24日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名および監査役１名を含んでおります。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役八木清文氏は、磯邊・髙橋・八木法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社と兼職先との間には、取引関係はありません。

監査役杉浦勝美氏は、杉浦勝美税理士事務所の所長であります。なお、当社と兼職先との間には、取引関係はありません。

監査役佐々木健次氏は、佐々木健次公認会計士事務所の所長およびdep.FAS合同会社代表社員であります。なお、当社と兼職先との間には、取引関係はありません。

監査役西　浩明氏は、西浩明公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と兼職先との間には、取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役八木清文氏は、三和機材株式会社の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には、取引関係はありません。

監査役杉浦勝美氏は、名古屋経済大学大学院法学研究科の客員教授および株式会社ＫＶＫの社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には、取引関係はありません。

監査役佐々木健次氏は、木村工機株式会社の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には、取引関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

ア．社外取締役

地　　位	氏　　名	出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	八木清文	取締役会12回にすべて出席し、弁護士としての専門的な知識・経験に基づいて、主に企業法務やコンプライアンスの観点から必要に応じ適宜発言を行っております。また、代表取締役社長と社外取締役との協議会において、客観的かつ中立的な立場で取締役候補者・取締役報酬等の重要な事項やコーポレートガバナンスについて助言を行うなど、適切に役割・責務を果たしております。そして、随時各監査役とも意見交換を行っております。
	田尻直樹	取締役会12回にすべて出席し、事業法人の経理部長・経営企画部長・取締役・監査役等としての経験に基づいて、主に企業経営の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、代表取締役社長と社外取締役との協議会において、客観的かつ中立的な立場で取締役候補者・取締役報酬等の重要な事項および企業経営全般について助言を行うなど、適切に役割・責務を果たしております。そして、随時各監査役とも意見交換を行っております。

イ．社外監査役

地　　位	氏　　名	出 席 状 況 お よ び 発 言 状 況
社 外 監 査 役	杉 浦 勝 美	取締役会12回および監査役会12回にすべて出席し、税理士としての専門的な知識･経験に基づいて、主に税務や会計の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各取締役とも意見交換を行っております。
	佐々木健次	取締役会12回および監査役会12回にすべて出席し、公認会計士としての専門的な経験に基づいて、主に会計や企業経営の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各取締役とも意見交換を行っております。
	西　　浩 明	2020年６月24日就任以降に開催された取締役会10回および監査役会10回にすべて出席し、公認会計士・経営コンサルタントとしての経験に基づいて、主に企業経営および内部統制の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各取締役とも意見交換を行っております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の会社法第423条第１項の責任について、当該社外取締役および当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度とする旨の契約を各社外取締役および各社外監査役との間で締結しております。

4．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

⑵　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬等の額	46,000千円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50,100千円

（注）１．会計監査人監査の対象となる子会社はニチハマテックス株式会社１社のみであり、同社につきましても、有限責任あずさ監査法人が会計監査人となっております。
２．当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
３．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
４．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、監査役が解任後最初に招集される株主総会において解任した旨と解任の理由の報告を行います。

また、会計監査人が会社法（前記第340条第１項各号以外の事由）、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、審議のうえ、株主総会に付議する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を当社監査役会が決定いたします。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの配当政策は、株主の皆様に対して長期的に安定した利益還元を行うとともに、当社グループの装置産業という特殊性を考慮すれば、企業体質の強化のため内部留保の充実も必要と考えており、配当性向と財務状況とのバランスを勘案し、適正な配当水準を維持することを基本的方針としております。内部留保については、製品の高付加価値化、新市場の開拓などを目的とした研究開発・設備投資に充当していく方針であります。なお、業績に応じた利益配分の指標については、連結配当性向30％以上を指針として運用しております。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**81,752**	**流動負債**	**28,322**
現金及び預金	39,688	支払手形及び買掛金	14,477
受取手形及び売掛金	23,651	短期借入金	110
電子記録債権	1,669	１年内返済予定の長期借入金	888
商品及び製品	9,093	リース債務	114
仕掛品	2,097	未払費用	5,583
原材料及び貯蔵品	3,323	未払法人税等	992
その他の流動資産	2,268	賞与引当金	1,607
貸倒引当金	△ 40	役員賞与引当金	97
固定資産	**65,845**	製品保証引当金	158
有形固定資産	**54,120**	その他の流動負債	4,293
建物及び構築物	10,636	**固定負債**	**17,586**
機械装置及び運搬具	9,545	長期借入金	14,587
工具、器具及び備品	438	リース債務	187
土地	20,392	繰延税金負債	42
リース資産	240	役員退職慰労引当金	152
建設仮勘定	12,865	製品保証引当金	1,212
無形固定資産	**1,204**	退職給付に係る負債	1,211
リース資産	36	その他の固定負債	192
ソフトウエア	877	**負債合計**	**45,909**
その他の無形固定資産	290	（純資産の部）	
投資その他の資産	**10,520**	**株主資本**	**100,626**
投資有価証券	6,321	資本金	8,136
繰延税金資産	2,305	資本剰余金	10,934
退職給付に係る資産	275	利益剰余金	82,846
その他の投資その他の資産	1,645	自己株式	△ 1,291
貸倒引当金	△ 27	**その他の包括利益累計額**	**1,259**
資産合計	**147,598**	その他有価証券評価差額金	2,687
		為替換算調整勘定	△ 1,688
		退職給付に係る調整累計額	260
		新株予約権	**165**
		非支配株主持分	**△ 362**
		純資産合計	**101,688**
		負債純資産合計	**147,598**

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		119,942
売上原価		73,315
売上総利益		**46,627**
販売費及び一般管理費		34,598
営業利益		**12,029**
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	151	
不動産賃貸料	87	
その他	188	449
営業外費用		
支払利息	116	
為替差損	69	
その他	45	230
経常利益		**12,248**
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	0	
受取和解金	1,013	1,021
特別損失		
固定資産除却損	98	
減損損失	1,111	
新型感染症対応による損失	17	1,227
税金等調整前当期純利益		**12,041**
法人税、住民税及び事業税	3,362	
法人税等調整額	△ 282	3,079
当期純利益		**8,962**
非支配株主に帰属する当期純利益		60
親会社株主に帰属する当期純利益		**8,902**

貸　借　対　照　表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**68,306**	**流動負債**	**31,196**
現金及び預金	27,385	支払手形	574
受取手形	27	電子記録債務	184
電子記録債権	1,514	買掛金	20,722
売掛金	24,330	１年内返済予定の長期借入金	888
商品及び製品	7,063	リース債務	92
仕掛品	759	未払金	1,831
原材料及び貯蔵品	1,408	未払費用	5,252
前払費用	290	未払法人税等	429
未収入金	2,835	預り金	60
短期貸付金	2,605	賞与引当金	844
その他の流動資産	109	役員賞与引当金	90
貸倒引当金	△ 23	製品保証引当金	156
固定資産	**50,338**	設備関係支払手形	29
有形固定資産	**20,037**	その他の流動負債	40
建物	3,918	**固定負債**	**16,109**
構築物	471	長期借入金	14,139
機械及び装置	3,531	リース債務	153
車両運搬具	70	退職給付引当金	463
工具、器具及び備品	171	役員退職慰労引当金	70
土地	11,580	製品保証引当金	1,212
リース資産	206	その他の固定負債	70
建設仮勘定	87	**負債合計**	**47,305**
無形固定資産	**885**	（純資産の部）	
借地権	11	**株主資本**	**68,590**
ソフトウエア	704	資本金	8,136
リース資産	19	資本剰余金	11,132
電話加入権	28	資本準備金	11,122
その他の無形固定資産	122	その他資本剰余金	9
投資その他の資産	**29,415**	利益剰余金	50,612
投資有価証券	6,127	利益準備金	768
関係会社株式	12,086	その他利益剰余金	49,843
関係会社出資金	3,436	別途積立金	16,160
長期貸付金	6,832	繰越利益剰余金	33,683
長期前払費用	219	自己株式	△ 1,291
繰延税金資産	423	**評価・換算差額等**	**2,583**
敷金及び保証金	409	その他有価証券評価差額金	2,583
投資不動産	679	**新株予約権**	**165**
その他の投資その他の資産	90	**純資産合計**	**71,339**
貸倒引当金	△ 889		
資産合計	**118,645**	**負債純資産合計**	**118,645**

損　益　計　算　書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		99,761
売上原価		66,592
売上総利益		**33,169**
販売費及び一般管理費		27,633
営業利益		**5,535**
営業外収益		
受取利息	54	
受取配当金	5,710	
不動産賃貸料	148	
為替差益	7	
その他	249	6,170
営業外費用		
支払利息	119	
不動産賃貸原価	44	
その他	20	183
経常利益		**11,522**
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	0	
受取和解金	1,013	1,017
特別損失		
固定資産除却損	45	45
税引前当期純利益		**12,494**
法人税、住民税及び事業税	2,109	
法人税等調整額	△ 29	2,080
当期純利益		**10,414**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

ニチハ株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木賢次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　稲垣吉登 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ニチハ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチハ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

ニチハ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木賢次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　稲垣吉登 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ニチハ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役および内部監査室、有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築および運用状況に関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を内部監査室および有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2)　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月6日

ニチハ株式会社　監査役会

監査役(常勤)　柴田佳寛 ㊞
監査役(常勤)　水野昭彦 ㊞
社外監査役　杉浦勝美 ㊞
社外監査役　佐々木健次 ㊞
社外監査役　西浩明 ㊞

以　上

<メモ>

<メモ>

株主総会会場ご案内略図

会　場　名古屋市中区栄二丁目２番５号
電気文化会館５階　イベントホール
電話（052）204－1133

交　通　地下鉄「伏見」駅４番出口から東へ徒歩２分

※　駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

会場付近拡大図

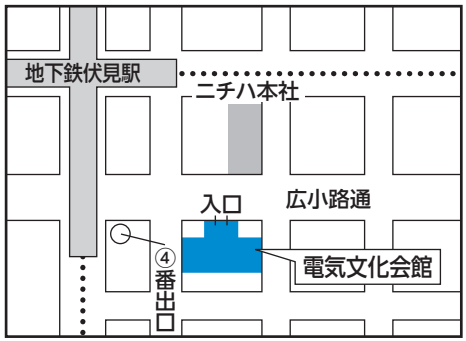

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。